

## **審査登録機関 認定申請から認定登録までの手続き**

認定申請から認定登録までの手続きは、JAB R200又はJAB RE200（審査登録機関の認定のための手順）及び添付の審査登録機関認定業務フローに従って進められます。

### **(1)認定申請**

認定を申請する審査登録機関（以下、申請機関という）は、本協会指定の認定申請書に審査に必要な事項を全て記入して、記名捺印の上、提出して頂きます。本協会を確認の上、書類が整備されていれば、認定申請を受理し、申請料及び基本審査料の請求書を送付致します。

### **(2)認定審査**

認定審査には書類審査、事務所審査及び供給者又は事業者審査立会いがあります。書類審査の前に、認定審査員による審査チームを編成します。書類審査には、本協会において行うものと申請機関の事務所で確認するものがあります。事務所審査及び供給者又は事業者審査立会いの前に、認定審査計画を作成します。この認定審査計画に基づいて事務所審査及び供給者又は事業者審査立会いを行います。事務所審査及び供給者又は事業者審査立会いの終了後、審査チームが作成した指摘事項報告書を、申請機関に確認して頂きます。本協会は、この報告書を添付した暫定報告書を申請機関に送付致します。暫定報告書に対する意見並びに指摘事項に対する是正処置を回答いただき、本協会がその回答を確認した上で、本協会の認定委員会の判定を経て認定通知書を発行致します。

### **(3)認定登録**

本協会は、認定通知書を送付致します。その後、認定登録証を発行し、認定登録簿に記入すると共に認定登録料請求書を送付致します。

### **(4)適合供給者又は事業者の公表**

本協会は、本協会の認定した審査登録機関によって審査登録された適合供給者又は事業者が本協会のホームページに公表を希望する場合は、申請機関を通してデータを提出頂き、公表します。

### **(5)異議申し立て、苦情及び紛争の取扱い**

本協会の認定審査を受けた申請機関は、本協会の登録又は維持の可否決定並びにそれに至るまでの審査行為について異議等がある場合に、文書で異議等の申し立てができます。その申し立ては JAB G200（認定に関する異議申し立て、苦情及び紛争の取扱い手順）に従って処理されます。

審査登録機関認定業務フロー



